

第27回 臓器移植推進国民大会 企画運営業務委託プロポーザル募集要領

1 業務の目的

新潟県は、「臓器の移植に関する法律」に基づき、県民が移植医療に対する理解を深め、臓器提供についての意思表示や家族との話し合いを行えるよう、移植医療に関する周知啓発に取り組むとともに、臓器提供発生時の対応が円滑に行われるよう、医療機関間の連携体制の整備に努めている。

臓器移植については、県民、ひいては国民一人一人に臓器提供についての意思表示を行って頂くことが重要であるところ、意思表示を行っている者の割合は約2割に留まっていることから（令和7年度世論調査）、臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を図り、臓器提供の意思表示に結びつけるために、更なる周知啓発が求められている。

本業務は、新潟県と厚生労働省、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク、公益財団法人日本腎臓財団及び公益財団法人新潟県臓器移植推進財団との共催による「臓器移植推進国民大会」の開催を通じて、より多くの国民に移植医療への関心を惹起し、意思表示を促すとともに、県内の関係機関の連携を強化し、移植医療の定着、推進を図ることを目的に実施するものである。

この要領は「臓器移植推進国民大会」企画運営業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するため必要な事項を定めるものである。

2 業務内容等

(1) 業務名

「第27回 臓器移植推進国民大会 企画運営業務委託」

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日～令和8年12月28日

(4) 委託上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税相当額含む）

3 公募参加資格

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 新潟県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有する者であること。
- (2) これまでに同様の業務に関する実績があるなど、確実な履行が見込まれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 スケジュール

令和8年4月30日（木）	公募開始
令和8年5月12日（火）	質問受付締切
令和8年5月15日（金）	質問に対する回答
令和8年5月19日（火）	参加申込期限
令和8年5月21日（木）	提案資格の審査・確認結果通知
令和8年5月29日（金）	提案書類提出締切
令和8年6月4日（木）	審査委員会
令和8年6月中旬頃	受託業者決定

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和8年5月19日（火）17時15分（必着）

申込み先：11 担当課（問合せ先）と同じ

方法：持参、郵送又は電子メール

※ 持参の場合は業務時間内（土日祝日を除く 8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分）とすること。

※ 郵送、電子メールの場合は提出期限必着とし、提出先あてに電話で到着確認を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年5月21日（木）までに提案資格の確認結果の通知を行う。

6 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受け付け

期限：令和8年5月12日（火）17時15分（必着）

受付場所：11 担当課（問合せ先）に同じ

方法：持参、郵送又は電子メール（別紙様式2により提出すること）

(2) 質問の回答について

期日：令和8年5月15日（金）に新潟県ホームページに掲載する。

※なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

7 提案書の作成要領

各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

(1) 提出書類等

ア. 企画提案書

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 本大会の企画・運営
- ② 広報・プロモーション計画
- ③ 実施スケジュール
- ④ 実施体制

(イ) 提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「第27回臓器移植推進国民大会 企画運営業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ. 別紙様式3「会社概要」

ウ. 別紙様式4「類似業務実績一覧表」

エ. 見積書

見積の総額及び内訳について、作成し、代表者印を押印すること。（様式任意）

2(4)の委託上限額は会場費用を含むため、見積書に盛り込むこと。そのほか必要な付帯設備についても、会場設営の必要に応じて見積書に入れること。

(2) 提出期限等

期限：令和8年5月29日（金）17時15分（必着）

提出先：11 担当課（問合せ先）に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする

8 審査の実施

(1) 審査方法

(3)に定める審査基準に基づき、第27回臓器移植推進国民大会企画運営業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提出された提案書及び審査委員会の結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 審査委員会の概要

ア 実施日

令和8年6月4日（木）

※当日の時間及び場所については、プレゼンテーションを行う者に対し、別途通知する。

イ 説明時間

30分以内

※説明時間20分及び質疑応答10分とする。

ウ 説明方法

提出した企画提案書により行うこと。それ以外の資料等の使用は認めない。

パソコンやプロジェクターは使用しない。

(3) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
「臓器移植推進国民大会」のプログラム等	<ul style="list-style-type: none"> ・企画の内容やプログラムは、参加者に臓器移植医療への関心を喚起させ、正しい知識を普及させ、意思表示や家族との話し合いを促すのにふさわしいか。 ・企画の内容やプログラムは集客目標の達成を見込むことができるものか。 ・イベントにかかる実現可能な内容が提案されているか。 ・業務目的を理解するとともに、目的達成に向けた企画内容や演出の工夫がされているか。 	30
広報・プロモーションの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の広報展開・手法は、広く臓器移植医療への関心を惹起させるにふさわしいか。 ・今回提案の広報計画が、主なターゲットを中心とした集客を期待できるものであり、その根拠について十分な説明がなされているか。 ・事前の広報展開・手法は、実現可能な内容が提案されているか。 	30
組織・運営体制実績	<ul style="list-style-type: none"> ・企画、広報活動などの受託業務を円滑に行う人員配置・運営体制となっているか、また業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。 ・事務局業務を適切に遂行できる人員配置・運営体制となっているか、また当該業務に関する十分な経験を有しているか。 ・過去（令和2年4月1日以降）に同種又は類似する業務（特にイベント運営）を完了した実績があるか。 	15
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的の達成に向け、関係者や関係する取組等と広く連携、協働する体制・工夫が示されているか。 ・実現可能かつ効果が期待できるスケジュールか。 	15
経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な事業経費が適正に計上されているか。 	10
計		100

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに通知する。

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契

約を締結する場合がある。

11 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部健康づくり支援課母子保健係 担当：小宮山、横山

電話番号 025-280-5197

E-Mail ngt040240@pref.niigata.lg.jp

12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア. 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ. 期限後に提案書を提出した者